

No.69 シリーズ 防災安全

応急手当 Q&A

今回のシリーズ防災では応急手当に関するQ&Aについて説明させていただきます。

Q. なぜ応急手当が必要なのですか？

A. 救急隊や医師が到着するまでの時間に、そばにいた同僚や家族などが、応急手当を行い助かった例は数多くあります。また、応急手当を受けた方の救命効果が高いことについては、統計的にも有意差がでています。このことより、突然病気などで倒れた場合は、その周りに居合わせた人たちが必要な応急手当を行うことにより、尊い命を救うことができるのです。

Q. 応急手当を行う心構えを教えてください。

A. どのような事故であっても、慌てずに直ちに応急手当を行う勇氣が必要です。

また、周囲の人に協力を求めるとともに、自分でできることをまず実施することが命を救うことになりです。

Q. 救急活動はどのように行われているのですか？

A. 119番通報は、近くの消防署ではなく消防本部に直接繋がります。通報を受けた消防本部は直ちに事故現場に近い消防署、出張所、移動中の救急隊に指令電話や無線電話等により、救急車の出動指令をします。指令を受けた救急隊は直ちに現場に急行します。到着後は、事故の状況や傷病者の観察、必要な救急処置を行い、ケガや病気の症状に合った治療が速やかに行える医療機関へ搬送します。

Q. AEDと心肺蘇生はどちらを優先しますか？

A. AEDを優先して行います。心肺蘇生を始める前にAEDがあれば、AEDの使用を優先します。AEDがその場になければ心肺蘇生を行います。

Q. AEDは雨の中でも使用できますか？

A. 使用できます。体が水分で濡れている場合でも、傷病者の胸の水分をタオル等で拭き取り、乾かすことができれば問題ありません。

No.69 シリーズ 包括支援



こんにちは！  
地域包括支援センターです！

第1回オレンジカフェを開催しました！

オレンジカフェとは、

認知症のことを知り、  
理解するためのカフェです。

4月21日(金)に上飯田公民分館で開催したオレンジカフェには、28名のご参加がありました。



茶話会の後に加茂警察署 交通課 今尾課長に「高齢者を守る改正！道路交通法」について講義していただきました。歩行者として道路を渡るときは、ドライバードラ

を見て、歩行者を見ているか確認すること。どちらが優先ではなく、「車が来るかもしれない」と思いながら、一旦止まって左右の確認をしてほしいといったお話を聞きました。

6月の予定

＜こころの相談＞※予約が必要です。

・12日(月) 午後1時30分～ ところ：保健センター  
のぞみの丘ホスピタルの精神保健福祉士が個別に対応します。秘密厳守。

＜高齢者あんしん相談会＞※予約が必要です。訪問相談あります。

・27日(火) 午後1時30分～3時30分 ところ：八百津地区

＜お元気サロン＞※申込みが必要です。

・15日(木) 午前9時30分から11時30分 ところ：福祉センター 介護予防訓練室

＜オレンジカフェ＞(誰でも参加できる認知症カフェ) 協力金100円

・21日(水) 午後2時～3時30分 ところ：福地出張所 2階 和室  
午後2時30分より「知って得する！認知症予防のための活動」を県立多治見病院の作業療法士から、ご講義いただきます。福祉や介護、体についての専門スタッフもいますので、お気軽にお立ち寄りください。

お問い合わせ 地域包括支援センター ☎43-2111(内線2566・2567)

オレンジカフェの参加者からは、自動車の免許証の自主返納について質問がありました。交通課長からは、免許証の有効期間内に自主返納すると、顔写真付きの運転経歴証明書を交付してもらえ、身分証明書としても利用できるということをお聞きしました。次回は、6月21日(水)に開催します。詳細は左記をご覧ください。みなさまのお越しをお待ちしています。